

仕様書

1 件名

「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ（仮称）の開発業務（以下、「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

3 委託金額の上限

7,000,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 履行期間中の保守経費（令和2年3月1日から運用開始を行った場合）等を含む。

4 本業務の概要

(1) 本業務の目的

京都市や（公財）大学コンソーシアム京都，地域，企業等の多様な主体による，京都でしか味わえない学生生活を実現する様々な取組や学生向けの各種情報を，学生に直接かつ確実に届けるとともに，学生のニーズ・行動特性の収集・活用を通じた，様々な取組の改善や新たな事業の創出など，好循環を生み出すための基盤として，「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ（仮称）（以下、「アプリ」という。）の開発を行う。

【アプリで実現を目指すもの】

- ① 京都でしか味わえない学生生活の実現
- ② 京都の魅力を感じた学生の就職を含めた地域への定着
- ③ 京都での学生生活のブランド化による新たな学生の獲得

(2) 本業務の要件

以下の要件を全て満たし，適切なアプリの開発を行うこととする。また，(1)の目的達成に有益と思われる機能の充実や追加提案及び次年度以降の拡張性も考慮した内容とすること。

ア コンテンツ内容（アプリの具体的な機能）

(ア) 学生向け情報発信機能

本協議会や（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学・短期大学，学生団体等が発信する，上記4(1)の目的を達成するために必要な京都ならではの学びの情報や地域企業の魅力の発信に加え，学生向けのイベントや啓発，学生が執筆するコラム等の情報を発信する機能。

※ アプリダウンロード時にユーザーが設定した属性（所属大学等）毎に配信が可能なものとする。

※ 配信内容は原則，本協議会が提供するものとする。

(イ) イベントカレンダー機能

(ア) で配信するイベントや，学生向けのイベント等をカレンダー形式で表示する機能。

※ 配信内容は原則，本協議会が提供するものとする。

(ウ) 学生優待機能

京都市キャンパス文化パートナーズ制度及び京都市留学生優待プログラム事業等の対象施設，その他学生向けに優待や割引を行う店舗の情報を（エ）のマップに表示する，アプリ利用者が対象施設に近づくとプッシュ通知を行うなど，京都市キャンパス文化パートナーズ制度等の利用促進につながる機能。

【京都市キャンパス文化パートナーズ制度】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000111091.html>

【京都市留学生優待プログラム事業（留学生おこしやす PASS）】

<http://www.kcif.or.jp/ryusite/pass/pass-JP.htm>

※ 優待施設の情報等は原則，本協議会が提供するものとする。

(エ) マップ機能

（ウ）の施設情報や，観光名所，大学・短期大学の施設，その他学生生活に役立つ施設（医療機関，駐輪場等）をマップ上に表示させるとともに，表示する施設までの経路検索（乗換検索）を行うことができる機能。

※ 各施設の情報等は原則，本協議会が提供するものとする。観光名所や経路検索に係る情報等については受託者から提供されることが望ましい。

(オ) 学びの履歴機能

本協議会等が実施する学生向けイベント（単位互換事業，インターンシップ事業等）への参加履歴等がアプリ上に「学びの履歴」として記録できる機能。

(カ) 学生の行動特性やニーズ等を把握する機能

G P S等を活用したアプリ利用者の行動特性等の把握や，利用者を対象としたアンケートの実施機能。

(キ) 広告掲載機能

将来的な運営経費の確保を図るため，企業等からの広告を表示できる機能。広告掲載以外に，運営経費の確保に向けた機能があれば提案すること。

※ 掲載する広告内容（画像等）は原則，本協議会が提供するものとする。

(ク) ポイント付与・交換機能

アプリ内で付与されたポイントを，利用者がアプリ内で貯めることができ，共通ポイントに交換することができる機能。

ただし，ポイント付与については，アプリ内でのアンケートや必要事項の入力による方法に必ず対応していることとし，他にも有効な方法があれば提案すること。なお，利用者等毎に，付与回数や付与ポイント数等の制限をかけられること。

イ 学生プロジェクトチームとの協働

開発に当たっては，本協議会が設置する学生プロジェクトチームとの協働を十分に行うこと。

【学生プロジェクトチーム概要等】

- ・ 設置目的・役割

アプリの機能及びP R手段等の検討，関係事業者（学割を行う店舗等を想定）への訪問・調整を行う。

- ・ 活動期間

令和元年7月～12月

- ・ 構成員

学生10名程度で組織

- ・ 具体的な協働事項

学生プロジェクトチームへの技術的な助言の実施，学生プロジェクトチームが検討した機能等のアプリへの反映

※ 学生プロジェクトチームが検討した機能のアプリへの反映は，本協議会との協議のうえ行う。また，機能の反映に当たり，提案金額を超えて追加費用が必要となる場合は，受託者と本協議会の協議のうえ，契約金額を変更する場合がある。

※ 受託者と学生プロジェクトチームとの連絡・調整は，原則，本協議会を通じて行う。

ウ その他

(ア) 多言語対応

英語でもアプリが操作可能となるよう，英語版の開発を行うこと。

※ 本協議会が提供する情報（イベント情報，施設情報等）の翻訳は必須としない。

※ 将来的な多言語化の拡大実施（中国語，韓国語版の開発等）が可能となるようなシステム構築を行うこと。

(イ) コミュニケーションアプリやSNS等との連携

利用者の日常的な利用につながるよう，アプリとLINEやFacebook，Instagram等のツールとの連携を行うこと。

(ウ) 進捗報告

概ね1月毎に開発の進捗状況を，本協議会事務局との対面のうえ報告すること。

(エ) Apple社及びgoogle社への申請

アプリの申請（Apple社及びgoogle社）は，受託者において行うこと。また，申請に係る費用は，提案書の予算に含めること。

(オ) 管理システム

WEBブラウザから情報管理（入力・更新）が行えるものとし，認証はID・パスワードで行い，接続端末を限定する等のセキュリティ対策をとること。

(カ) 協議会等への出席

本協議会からの求めに応じ，令和元年度中に開催する協議会（年3回程度）や別途立ち上げる学生プロジェクトチームの会議に出席（年3回程度）し，必要な助言等を行うこと。

(3) アプリの運用

本アプリの運用については，本協議会が容易に更新できる形にデータ加工し，サーバにアクセスしてアプリ内の情報を更新する方式とする。また，更新した情報を新着情報として，自動もしくは安易な操作で利用者に対して通知できるものとする。

受託者は，アプリに関するトラブルについて速やかに対応すること。また，対象OSのアップデートが行われた場合は速やかに動作検証を行い，改修等が必要な場合は1ヵ月以内に対応を行い，必ず本協議会に対して報告を行うこと。ただし，OSの大規模な変更があった場合における対応方法は，別途協議のうえ決定するものとする。

(4) 動作環境

Android7.0以上，iOS11.0以上の端末で作動するものとする。

(5) 利用者規模要件

令和2年度末で約10,000人、令和3年度末で約20,000人を想定することとし、想定する利用者数に十分に耐えうるレスポンス性能を有すること。

5 成果物の提出

以下に示す成果物を文書及び電子データで本協議会に提出すること。

- (1) 業務完了報告書（様式不問）
- (2) アプリ（App Store 及び Google Play への反映をもって、本協議会に提出したものとする）
- (3) 設計書（様式不問）
- (4) アプリ利用マニュアル（様式不問）
- (5) その他、協議のうえ本協議会が必要と判断したもの

6 想定スケジュール

開発スケジュールは以下のとおりを想定している。以下をもとに別途推奨スケジュールを提示すること。

| 年月 | 予定業務 |
|-----------|---|
| 令和元年6月 | 委託業者決定 |
| 令和元年6月～3月 | アプリシステム構築 |
| 令和元年12月 | β版稼働開始 |
| 令和2年1月～3月 | 機能の検証や最終テストを業者が行い、バグ等があった場合の修正期間及びアプリケーションの申請期間 |
| 令和2年3月中 | 稼働（アプリリリース） |

※ β版とは、一通りの機能が実装され、運用できる状態のものを指す。

7 著作権

(1) コンテンツについて

ア 受託者は、制作、納品したコンテンツについては、本協議会が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で本協議会に譲渡することとするが、譲渡が難しい場合においては、本協議会と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、本協議会の使用权及び改変を要する権利は留保しておくこととする。

ウ 受託者は、受託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、本協議会以外の第三者に譲渡しないこと。

エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、コンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下「現著作物」という。）である場合には、現著作権者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、現著作権者等と本協議会との間に著作権等の紛争が生じないようにすること。

オ 当該コンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手續に不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により現著作物の現著作権者と受託者当との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

カ 本協議会から提供する既存の情報については、著作権は本協議会に帰属するものとする。

(2) アプリについて

ア 本協議会に対して、独占的にアプリの使用許諾を与えるものとする。なお、委託期間以降、受託者がアプリ（アプリ内のコンテンツを含む）の更新・修正を要請する場合には、受託者との協議に別途応じるものとする。

イ 委託期間以降、受託者とは異なる者が運用・保守等を行う場合は、速やかに委託権を移行するとともに、著作権者の権利を行使しないこと。

8 サーバ並びに、保管場所等に関する要件

以下の要件を満たしたうえで、本業務に有益で適正な提案があれば追加提案すること。

(1) データセンター

ア 日本国内で提供可能なこと。（日本国内にあること。）

イ データセンター事業者として10年以上の運用実績を有することこと。

ウ 震度6強クラスの地震に耐え得る耐震または免震構造であること。また、津波に耐え得る構造であること。

エ 無停電電源装置を設置し、通常電源供給が停止した場合、発電設備により24時間以上の連続電源供給ができること。

オ 24時間365日有人監視体制であること。

カ 入退室が管理されているとともに、監視カメラ及びモニタリング装置を設置していること。

キ 火災報知器等、火災の予兆を検知できるシステムが設置されていること。

ク 不活性化ガス等による自動消火設備を設置していること。

ケ インターネット接続回線の帯域は100Mbps以上で提供すること。

(2) サーバ及びシステム運用・保守要件

ア 信頼性

(ア) システム監視（死活及びリソース）は、5分間隔で24時間365日状態監視を行うこと。

(イ) 状態監視にて障害を検知した場合は、指定された緊急連絡先に即時にメールにて障害通知されること。

(ウ) オンライン応答時間（データセンター内）は、想定する同時アクセス数の状態で画面遷移時の平均応答時間が適切であること。（具体的な数値は、「企画提案書作成要領」に沿って、企画提案書に記載すること。）

イ 可用性

(ア) サービス提供時間は、24時間365日であること。ただし、計画停止や点検保守のための停止時間は除く。

(イ) システム稼働率は、99.8%以上とすること。

(ウ) 重大障害時（サーバ機能停止等）の代替手段は、代替機による迅速な運転に切り替えることができること。

(エ) ログも含めた各種データは最低2年分程度保持可能な容量を確保すること。

ウ 保守性

(ア) 受託者は、OSやその他のアプリケーションに定期的なパッチ適応を実施すること。またセキュリティに関する対策情報（ソフトウェアパッチ情報等）が公開された場合は速やかに対処すること。セキュリティパッチについては、公開から15日以内に本協議会へ通知し、公開から30日以内にセキュリティパッチの適用可否を決定（分析）、報告すること。不可の場合は、別途代替策を実施すること。

(イ) 受託者は、本システムに障害が発生した場合は、直ちに本協議会に連絡をし、対処するものとする。

(ウ) 受託者は、障害対策を行う環境に到達するまでに、公共交通機関等を利用して90分以内で到着可能な範囲であること。また、同環境への到達のための経路は複数確保できること。

エ 保全性

本システムに用いるサーバ機器は、耐障害性を高めるために冗長化されていること。

(3) システム保守要件

ア システム保守

(ア) 月次でフルバックアップを行うこと。

(イ) システムの不具合における改修は、発生を認知後、4時間以内に対応を開始することとし、メンテナンス中に利用者がアプリにアクセスした場合は、メンテナンス、メンテナンスページを表示するなどの対策を施しておくこと。

イ 問合せ

本協議会向けに操作方法・システムサポートの問合せ窓口を設けること。問合せ時間は、平日午前9時から午後5時30分を受付時間とし、受付時間外の問合せについては、24時間365日メールにて受け付けることとする。また、本協議会の求めに応じ、緊急連絡先及び体制図を提出すること。

9 セキュリティ要件（通信）

(1) SSL通信に対応することとし必要経費は受託者の負担とすること。

(2) サーバ及び開発・保守・運用に係わる人員が利用するPC等の端末には対策ソフトをインストールするなど、ウイルス感染や不正アクセスを防止する機能を有すること。また、ウイルス対策ソフトのパターンファイルについては、更新の有無を1日1回以上確認し、更新版があれば、適用すること。

(3) アプリ改ざんの有無を定期的（1日1回以上）に確認し、マルウェア、悪意的なスクリプト、オンライン詐欺サイトの埋め込みなどを検知した場合は、速やかに本協議会に報告すること。

10 その他留意事項等

- (1) アプリ利用者の端末機器に保存されているデータ類をアプリ利用者の許可なく自動で収集しないこと。その他、本仕様書に記載のないセキュリティや制限については、「京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン」を参照すること。
【URL（京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン）】
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000142173.html>
- (2) 本協議会から提供を行った情報及び関係資料については、本業務を遂行するに当たって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却すること。
- (3) 法令等を遵守し、本協議会にとって適切な成果及び成果物が得られるよう、本協議会の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務の遂行に当たっては、本協議会との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に本協議会に報告すること。
- (5) 業務遂行に係る必要な設備、機器類、システムの構築等については、原則、受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。
- (6) 本業務又は本アプリケーションへの取材要請等があった場合は、必ず本協議会と協議のうえ、対応すること。
- (7) 受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本協議会の承認を得ることとする。
- (8) その他本業務に必要な事項については、協議のうえ、定める。